

能登半島地震の被災地支援について（区民部）

【日本赤十字社】（区民活動推進課）

- ・日本赤十字社の能登半島地震災害義援金の受付（令和6年1月4日～12月27日）について、区のホームページに掲載（別添資料参照）
- ・区民活動推進課及び東西区民事務所の窓口でも受領

【町会関係】（区民活動推進課）

- ・町会連合会として、義援金を贈る方向で具体的な送金先、方法等を検討中
- ・その他、各町会で個別に義援金を贈る動きあり

【住民記録関係】（総合窓口課）

- ・対象地域で被災した住民に対して転出届なしでの転入受付（外国人を含む）
- ・被災した住民のマイナンバーカードの代理交付（出頭が困難な状況に該当）
- ・被災住民のマイナンバーカードの紛失による再交付については、本人の申告で無料
などの特例措置を実施

【医療保険関係】（国民健康保険課）

- ・保険証や現金がなくても受診できることなどについて区ホームページに掲載（別添資料参照）

【（後期高齢者）医療保険関係】（高齢者医療年金課）

- ・保険証や現金がなくても受診できることなどについて、広域連合のホームページで公表され次第、区ホームページでも掲載予定

【国民年金関係】（高齢者医療年金課）

- ・被災された方における国民年金保険料の免除などについて、区ホームページで掲載予定

日本赤十字社義援金・救援金の募集について

豊島区では、日本赤十字社豊島区地区として、皆様より日本赤十字社の義援金・救援金を募集しております。豊島区で扱う義援金・救援金

義援金名称	受付期間
<u>令和6年能登半島地震災害義援金（新しいウィンドウで開きます）</u>	令和6年1月4日～令和6年12月27日
<u>令和5年7月7日からの大雨災害義援金（新しいウィンドウで開きます）</u>	令和5年7月18日～令和6年3月29日

救援金名称	受付期間
<u>イスラエル・ガザ人道危機救援金（新しいウィンドウで開きます）</u>	令和5年10月17日～令和6年3月31日
<u>ウクライナ人道危機救援金（新しいウィンドウで開きます）</u>	令和4年3月2日～令和6年3月31日
<u>アフガニスタン人道危機救援金（新しいウィンドウで開きます）</u>	令和3年9月22日～令和6年3月31日
<u>バングラデシュ南部避難民救援金（新しいウィンドウで開きます）</u>	平成29年9月22日～令和6年3月31日
<u>中東人道危機救援金（新しいウィンドウで開きます）</u>	平成27年4月1日～令和6年3月31日

受付窓口

区民活動推進課

〒171-8422

豊島区南池袋2-45-1

本庁舎6階東13番窓口

電話番号：03-4566-2311

東部区民事務所

〒170-0004

豊島区北大塚1-15-10

電話番号：03-3915-9961

西部区民事務所

〒171-0044

豊島区千早2-39-16

電話番号：03-4566-4021

- 上記区役所窓口での受付時間は、いずれも平日8時30分～17時までです。
- その場で日本赤十字社東京都支部長名の領収証を発行いたします。

(所得税等の税控除を受ける際には、当領収証が必要になります。)

お問い合わせ
<u>区民活動推進課管理グループ</u> 電話番号：03-4566-2311

更新日：2024年1月5日

豊島区役所 法人番号 8000020131164

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 電話番号：03-3981-1111（代表）

Copyright © Toshima City. All rights reserved.

「令和6年能登半島地震」で被災された方々は医療機関等で受診の際に保険証の提示や窓口での支払いは不要です

「令和6年能登半島地震」で被災された方が、医療機関などで診療を受ける際に、医療機関等の窓口で保険証の提示や、窓口での支払いは不要です。

保険診療受診時の被保険者証の提示について

被災により、被保険者証を紛失または自宅等に残したまま避難し、医療機関等で提示できない場合でも、次の事項を医療機関等に伝えていただければ保険診療が受けられます。

- 1.氏名
- 2.生年月日
- 3.連絡先(電話番号等)
- 4.住所(国民健康保険組合の場合は組合名)

医療機関等の窓口での支払いについて

医療機関などで診察を受ける際に、医療機関等の窓口で、次の1～5のいずれかに該当する旨を申告すれば窓口での支払いは不要です。

- 1.住宅の全半壊、全半焼、床下浸水又はこれに準ずる被災をした旨

※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告で構いません。

- 2.主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- 3.主たる生計維持者の行方が不明である旨
- 4.主たる生計維持者が事業を廃止、又は休止された旨

5.主たる生計維持者が失業し、現在収入がない旨

対象保険者、詳細については説明資料をご参照ください。

特例の期間

令和6年4月末まで

説明資料

[【新潟県】保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます（PDF：115KB）](#)

[【富山県】保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます（PDF：116KB）](#)

[【石川県】保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます（PDF：115KB）](#)

[【福井県】保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます（PDF：111KB）](#)

[医療費・介護の一部負担金・利用料が猶予又は免除になる保険者（PDF：271KB）](#)

[医療機関・薬局等の方々へ（PDF：127KB）](#)

お問い合わせ

[国民健康保険課資格・保険料グループ](#)

電話番号：03-4566-2377

更新日：2024年1月29日

豊島区役所 法人番号 8000020131164

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 電話番号：03-3981-1111（代表）

Copyright © Toshima City. All rights reserved.